

平成 28 年度第 2 回「はしま六幸市」出店者募集要項 販売部門

- 1 目的 遠い昔、各地で「六斎市」と呼ばれる定期市が行われ、多くの人が集う活発な経済活動の場となっていました。羽島市では、「売って幸せ」「買って幸せ」「観て幸せ」「集って幸せ」「知って幸せ」「みんな幸せ」を合言葉に、農産物、グルメ品、民芸品などの提供や、情報の発信を通じて、そこに集う人の楽しい会話や情報交換の場を創出し、にぎわいのある「幸いな出来事に出会える場所」として「六幸市」を実施しています。

- 2 主催 羽島市観光協会

- 3 日時 平成 28 年 5 月 3 日（火）午前 10 時 00 分～16 時 00 分
※雨天の場合 5 月 4 日（水）に延期
搬入時間 午前 9 時 15 分までに必ず完了してください。（当日周辺は交通規制がかかります。）

- 4 会場 青山スクエア（旧十六銀行羽島支店跡地）

- 5 募集数 販売部門とカルチャー部門あわせて 10 店程度
（※申込多数の場合は書類審査により選考）

- 6 申込方法
出店申込書（様式 1）に必要事項をご記入の上、下記の添付書類を添えて羽島市観光協会へご提出下さい（郵送又は持参）。出店料が別途必要となります。
◆添付書類：当日来場責任者の運転免許証もしくは、その他身分証明書等の写し
※販売に営業許可が必要な場合は、許可証等の写しも添付してください。
◆申込期限：平成 28 年 4 月 1 日（金）（必着）
◆申し込み先：〒501-6292 羽島市竹鼻町 55 番地 羽島市観光協会
TEL058(392)1111(内線 2612)
※お申し込みをいただきました出店をキャンセルする場合には、速やかに事務局までご連絡下さるようお願いいたします。

- 7 出店条件
次に挙げる品物を楽しく販売してみたい方
販売品目の例
農産物
グルメ品（ご当地グルメ、自家製パン、自家製ジャム等）
菓子類（和菓子、ケーキ、手づくり菓子等）
民芸品（茶器、根付、ペンダント、ブレスレット等）
アイデア品（ユニークなもの）

注：(1)催しの趣旨をご理解いただける方であれば、プロ、アマを問いません。

(2)例に挙げた品物以外を販売したい方は、事務局までご相談ください。

(3)申込多数の場合は、以下を参考に選考します。

①市内の方で羽島市の特色あるものを販売してみたい方

②羽島市にゆかりのあるものを販売してみたい方

※美濃織、藤の花、大賀ハス、円空仏、なまず等の観光資源をテーマにした製品や羽島市にゆかりのあるものであれば、市内外は不問です。

③市外の方でその地域の特色のあるものを販売したい方

④市内の方で品物を販売してみたい方

8 販売方法

(1)出店方式は車両なしとします。搬出入時に台車が必要な場合は各自で準備をしてください。

(2)できる限り生産者が販売して下さい。

(3)電気が必要な場合は主催者まで事前に申し出て下さい。

(4)テント（幅 2.4m×奥行 2.4m、高さ 2.15m・2.3mの二段階可変、1店舗につき1張）は主催者で用意しますので、設営と撤去のご協力をお願いします。

(5)出店コーナーの机やイスは各自で自由にお持ち込みいただけます。貸し出しを希望される方は、1店舗につき会議用机2台、折りたたみイス2脚まで準備しますので出店申込書に希望数をご記入ください。

(6)出店位置は出店規模及び出店内容等を考慮の上、主催者が決定します。

9 その他

(1)出店料は別途必要となります。

(2)出店者は主催者の指示に従って下さい。

(3)勧誘活動等は禁止します。ただし、来場者が希望する場合を除きます。

(4)販売品の取扱いは、清潔で衛生的に行って下さい。

(5)腐れや異物混入には十分注意し、包装のホチキス止めは禁止します。

(6)食品衛生法に基づく許可等、出店者個々の営業に必要な許認可などは、出店者の責任において対応していただくようお願いいたします。また、販売当日は該当の許可証等をご持参下さい。

(7)農産物は農薬の使用基準を遵守し、監督官庁で登録等された農薬をご使用下さい。

(8)販売に関するすべての備品、及びつり銭等については各自でご用意下さい。

(9)出店で出たゴミは各自で処分し、営業終了時には周辺の清掃をお願いします。

(10)天候等の理由で中止した場合、主催者側による補償はありません。

(11)出店に関する事故・販売におけるトラブル等については出店者の責任とし、主催者側は一切責任を負いません。

(12)お客様からクレーム等があった場合は、直接、関係出店者にその内容をお伝えし、改善をお願いする場合があります。

(13)出店中は楽しい会話が広がるよう心がけて下さい。